



あなたは準備万全？

難病患者の皆さまへ ～災害発生時に備えてチェックをしましょう！～

©2014 大阪府もずやん

大阪府の療養生活調査の結果、患者さんの**80%**が、お住まいの地域の避難所を知っていました！

□ その1：お住まいの地域の避難所を知っている

ハザードマップを見て、避難経路も確認しておきましょう。
可能であれば、実際に行って設備なども確認しておきましょう。
避難の際に協力者が必要な場合は、協力を得られるよう準備しておきましょう。

□ その2：緊急時に持ち出すものを準備している

特に大切なのは、お薬や処置に必要な物品です。内服薬の優先順位や薬が確保できない場合の対処法などを担当医と相談しておきましょう。

準備する物品の例

基本的な持ち出し物品	<input type="checkbox"/> 現金、携帯電話、連絡先を書いたメモ、保険証、通帳、印鑑 など <input type="checkbox"/> 非常食、飲料水(ペットボトル)、薬(数日分)、お薬手帳(コピーや電子版でも可)、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、携帯用充電器、衣類(下着やセーター、ジャンパー類等)、靴、軍手、ヘルメット(帽子)、マスク、洗口液、歯ブラシ、10円硬貨(公衆電話に利用できます) など
患者さんの状況に応じて持ち出す物品	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 毛布や携帯用カイロなどの生活用品(体温調節用) <input type="checkbox"/> 処置に必要な医療物品 など

□ その3：大阪府防災情報メールを知っている(登録している)

登録した地域の避難勧告などのメールを受け取れるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

□ その4：災害用伝言サービスの使い方を知っている

災害時に伝言を残したり、聞いたりできるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

患者さんの**76%**が、登録制度を「知らない」と回答しています…！

□ その5：避難行動要支援者名簿を知っている(登録している)

災害時の避難に援助を必要とする方(身体障がい者手帳所持や医療的ケアが必要な方など)が対象です。概要は裏面をチェック！

ご心配ごと、ご相談は、お近くの大阪府保健所の
地域保健課 母子・難病・地域ケアチームへ

QRコードもしくは、「大阪府保健所所在地一覧」で検索



大阪府防災情報メール

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスは、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するものです。

登録のながれ

- 1 空メールを送信する
 - touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信してください。
 - 右のQRコードを携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。
- 2 おおさか防災ネットへの接続
 - 登録用URLや解除用URLが記載されたメールが返信されます。
 - メール本文にある[■登録]のすぐ下にある登録用URLに接続してください。
- 3 新規登録
 - URLに接続したら、新規登録の手続きをしてください。



災害用伝言ダイヤル（171）

災害時に電話を利用して、被災地の方の安否情報を確認する「伝言板」です。
インターネットを利用する災害用伝言板（web171）等もあります。

体験利用日

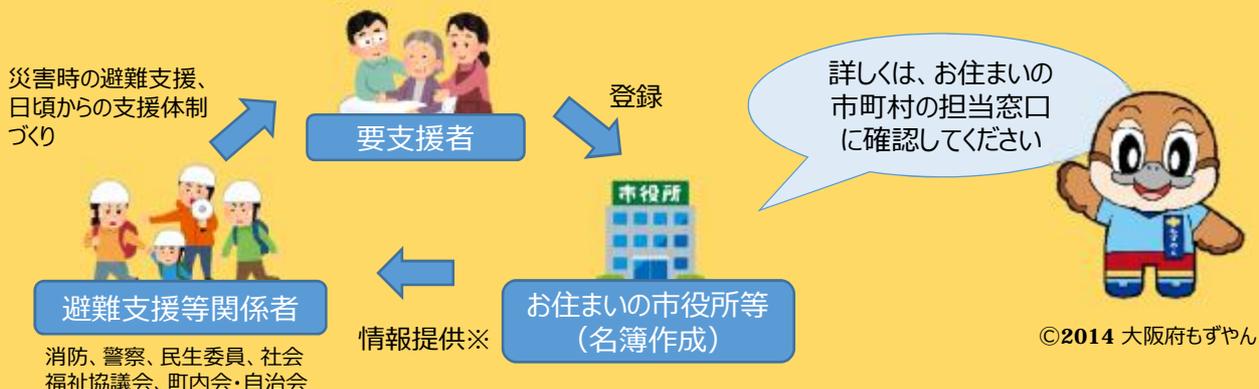
- ・毎月1日及び15日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）



「避難行動要支援者名簿」について（市町村によって、名称や対応は異なります。）

東日本大震災の甚大な被害を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対して、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を有する方（要配慮者）のうち、**災害が発生した際に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」**を作成することが義務付けられました。

この名簿は、災害発生時または発生するおそれがある非常時には、消防や警察、民生委員等の避難支援等関係者に提供され、行政と地域が一体となって、避難誘導等の支援や安否確認を行うために使用されます。



※平常時は、市町村の条例に特例の定めがある場合を除き、本人の同意がある方のみ情報が提供が行われます。また、災害時は、本人の同意に関係なく名簿情報が提供されます。